

外貨定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第3条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約等)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ外貨定期預金証書とともに口座開設店に提出してください。

ただし、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、解約できないことがあります。

(3) 円貨による払戻しは、当行所定の換算相場により換算のうえ支払います。

(4) 外貨現金による払戻しはできません。

(5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (6) 前項により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の先物外国為替に係る取引規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。
- (7) 第5項により、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 4. (預金の満期日以後の取扱い)**
この預金の満期日に解約の申出がない場合、満期日以後の利息は解約日の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金の支払時とともに支払います。
- 5. (為替相場の変動)**
この預金について為替相場の変動に関し、当行は一切その通知義務と責任を負いません。
- 6. (為替予約)**
この預金について為替予約を締結または実行する場合は、当行所定の手続による為替予約規定に従い取扱います。なお、満期日相場について為替予約の締結がある場合は、満期日当日に証書の提出がなくてもこの預金を予約相場により自動的に解約します。この場合、満期日を経過した後は、証書は無効となりますので直ちに証書を口座開設店に返却してください。
- 7. (届出事項の変更、証書の再発行等)**
- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。
 - (2) 前項の印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (3) 証書または印章を失った場合の預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - (4) 届出のあった氏名（または名称）、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - (5) 通帳の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。
 - (6) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める税務上の居住地国や本人確認等の確認をおこないます。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- 8. (印鑑照合等)**
払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑また

は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および証書は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によりおこないます。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書または証書に届出の印章または署名により記名押印または自署のうえ、証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年

後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選出がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

13. (自動継続)

- (1) 自動継続外貨定期預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続後の利率は、継続日における銀行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

14. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については第13条第2項の利率）および当行所定の付利単位によって計算し、満期日に支払います。
- (2) 自動継続の場合、この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または継続日の前日までの

日数および解約日または継続日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第3条第6項の規定により解約する場合は、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

外貨定期預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。

以 上

(2025年7月 改定)